

大槻 賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三



行政文書部分開示決定通知書

令和3年1月1日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	西舞鶴駅東口駐輪場整備工事建築確認申請書一式 (検査済書含む)	
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
	場所	
開示の方法		
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	申請書一式 (検査済書含む) のうち代理者と都市づくり建築技術研究所の検査員、西日本旅客鉄道株式会社大阪建設工事事務所長の「氏名」、は不開示とします。 上記は舞鶴市情報公開条例第5条第1号に該当し、特定の個人を識別できるおそれがある情報であるため。	
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。	
担当部課等	建設部 土木課 電話番号 0773-66-1053 (内線 2366)	
備考		
注意	<p>1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。</p> <p>2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。</p>	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6



舞鶴市 第R02号 様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

20.6.12

舞鶴市

確認申請書 (建築物)

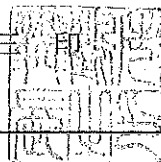
(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所  
理事長 小埜 利武 様

令和02年06月16日

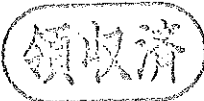
申請者氏名 舞鶴市長 多々見 良三 印



設計者氏名 舞鶴市建設部  
矢谷 明也 印



※手数料欄



※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和02年06月16日			令和02年06月19日
第R02申研府0185号			第R02認研府0194号
係員印			係員印



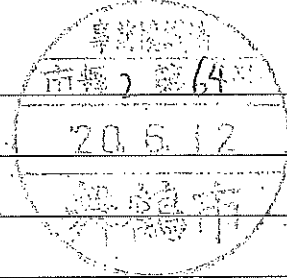
# 建築確認事前協議書 (申請者控)

舞鶴市建設部都市計画課

建築場所		舞鶴市 字伊佐津小字コモイケ西213-1					
受付番号	市舞2第64号	建築主	住所	舞鶴市字北吸1044番地			
受付年月日	2020年6月11日		氏名	舞鶴市長 多々見 良三			
協議終了日	2020年6月12日	代理者氏名		株式会社JRNC建築設計 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
建ぺい率/容積率		21.39/ 41.18	便所の種類	なし		TEL 06-6353-8628	
主要用途	駅舎	工事種別	増築	構造	鉄骨造	階数	1

※事前協議は申請敷地の地域地区等の都市計画指定状況を市が事前に審査するものであり、申請建物の接道義務、防火地域関係に係る建築物の構造の適否について市が判断するものではありません。

指示・意見等記入欄		
都市計画審査欄	区域区分	都市計画区域内 市街化区域
	用途地域	商業地域 80/400
		第二種住居地域 60/200
	防火関係	準防火地域、建築基準法第22条区域
	その他地域地区等	指定なし
	前面道路	市道
	地区整備計画区域	区域外
都市計画施設及び市街地開発事業	3.3.1 第一埠頭西舞鶴線 3.4.29 西舞鶴駅東口線	
市開発指導要綱	協議不要	届出 同意書発行
下水道	下水道処理地区	下水道処理(供用)地区内 (合併浄化槽補助 対象外)



備考

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 マイヅルシチョウ タタミ リョウゾウ  
【ロ. 氏名】 舞鶴市長 多々見 良三  
【ハ. 郵便番号】 625-8555  
【ニ. 住所】 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
【ホ. 電話番号】 0773-62-2300

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 174276 号  
【ロ. 氏名】 ██████████  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 1 級 ) 建築士事務所 ( 大阪府 ) 知事登録第 ( へ ) 14174 号  
株式会社 J R N C 建築設計  
【ニ. 郵便番号】 530-0041  
【ホ. 所在地】 大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 5 番 3 号  
【ハ. 電話番号】 06-6353-8628

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号  
【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし  
【ニ. 郵便番号】 625-8555  
【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
【ハ. 電話番号】 0773-62-2300  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】 なし

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ハ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号
- 【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし
- 【ニ. 郵便番号】 625-8555
- 【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸1044番地
- 【ハ. 電話番号】 0773-62-2300
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 代表取締役 江上 英二
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(特-29)第 3784 号  
佐伯工業株式会社
- 【ハ. 郵便番号】 624-0906
- 【ニ. 所在地】 京都府舞鶴市字倉谷小字杭ヶ坪1793番地
- 【ホ. 電話番号】 0773-76-6262

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ( )
- 未申請 ( )
- 申請不要

**【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】**

提出済 ( )

未提出 ( )

提出不要 ( )

---

**【9. 備考】**

工事名称：西舞鶴駅東口駐輪場整備工事

---

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1

【2. 住居表示】 京都府舞鶴市字伊佐津213-8

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)  
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 (商業地域内のみ) 指定なし (商業地域外)

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法22条区域 (商業地域外)

【6. 道路】

【イ. 幅員】 60.20m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 61.51m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 2,644.91㎡ ) ( 6,557.36㎡ ) ( ) ( )

(2) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( 商業地域 ) (第二種住居地域) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】  
( 400% ) ( 200% ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】  
( 80% ) ( 60% ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 9,202.27㎡

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 257.48%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 65.74%

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08990) 駅舎

【9. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築面積】 ( 75.60 ) ( 1,893.15 ) ( 1,968.75 )

【ロ. 建蔽率】 21.40%

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 96.60 ) ( 3,900.57 ) ( 3,997.17 )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】  
( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】  
( ) ( ) ( )

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】  
( ) ( ) ( )

【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( 96.60 ) ( 110.40 ) ( 207.00 )

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( )

【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( )

【チ. 自家発電設備の設置部分】  
( ) ( ) ( )

【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( )

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】  
( ) ( ) ( )



【ル.住宅の部分】 ( ) ( ) ( )  
【ヲ.老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( )  
【ワ.延べ面積】 3,790.17 m<sup>2</sup>  
【カ.容積率】 41.19 %

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 4  
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 3

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 ( 2.198 ) ( 16.270 )  
【ロ.階数】 地上 ( 1 ) ( 3 )  
地下 ( 0 ) ( 0 )

【ハ.構造】 鉄骨 造 一部 造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

【15.工事着手予定年月日】 令和2年 7月 20日

【16.工事完了予定年月日】 令和2年 10月 20日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )

【18.その他必要な事項】

【19.備考】

## 建築物別概要

【1. 番号】	1	(駐輪場 3)
【2. 用途】	(区分 08500 )	自転車駐車場
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替	
【4. 構造】	鉄骨 造	一部 造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロ に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-2) <input checked="" type="checkbox"/> その他	
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない	
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定を受けない	
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 1 【ロ. 地階の階数】 0 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 0 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 0	
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 2.198 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100 m	
【10. 建築設備の種類】		

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 4 号 1314号  
第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 ( 1 階)	( 19.32 )	( )	( 19.32 )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
【ロ. 合計】	( 19.32 )	( )	( 19.32 )

【13. 屋根】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【14. 外壁】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【15. 軒裏】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

## 建築物別概要

【1. 番号】	2	(駐輪場 4)
【2. 用途】	(区分 08500 )	自転車駐車場
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替	
【4. 構造】	鉄骨 造	一部 造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (n-1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (n-2) <input checked="" type="checkbox"/> その他	
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない	
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定を受けない	
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 1 【ロ. 地階の階数】 0 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 0 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 0	
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 2.198 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100 m	
【10. 建築設備の種類】		

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ニ. 認定型式の認定番号】 第 4 号  
第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 ( 1 階)	( 12.88 )	( )	( 12.88 )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
【ロ. 合計】	( 12.88 )	( )	( 12.88 )
【13. 屋根】	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板		
【14. 外壁】	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板		
【15. 軒裏】	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板		
【16. 居室の床の高さ】			
【17. 便所の種類】			
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

## 建築物別概要

【1. 番号】	3	(駐輪場5)
【2. 用途】	(区分 08500 )	自転車駐車場
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替	
【4. 構造】	鉄骨 造	一部 造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロ に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-2) <input checked="" type="checkbox"/> その他	
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない	
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定を受けない	
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 1 【ロ. 地階の階数】 0 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 0 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 0	
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 2.198 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100 m	
【10. 建築設備の種類】		

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 4 号  
第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	( 1 階)	( 32.20 )	( )	( 32.20 )
	( 階)	( )	( )	( )
	( 階)	( )	( )	( )
	( 階)	( )	( )	( )
	( 階)	( )	( )	( )
	( 階)	( )	( )	( )
【ロ. 合計】		( 32.20 )	( )	( 32.20 )

【13. 屋根】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【14. 外壁】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【15. 軒裏】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

## 建築物別概要

【1. 番号】	4	(駐輪場 6)
【2. 用途】	(区分 08500 )	自転車駐車場
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
	(区分 )	
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替	
【4. 構造】	鉄骨 造	一部 造
【5. 主要構造部】	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-2) <input checked="" type="checkbox"/> その他	
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない	
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定を受けない	
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 1 【ロ. 地階の階数】 0 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 0 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 0	
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 2.198 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100 m	
【10. 建築設備の種類】		



【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 4 号  
第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 ( 1 階)	( 32.20 )	( )	( 32.20 )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
【ロ. 合計】	( 32.20 )	( )	( 32.20 )

【13. 屋根】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【14. 外壁】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【15. 軒裏】 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F 1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 2.100 m

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な名称の用途)	(床面積)
【イ.】	( 08500 )	( 自転車駐車場 )	( 19.32 )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 2

【2. 階】 F 1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 2.100 m

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な名称の用途)	(床面積)
【イ.】	( 08500 )	( 自転車駐車場 )	( 12.88 )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 3

---

【2. 階】 F 1

---

【3. 柱の小径】

---

【4. 横架材間の垂直距離】

---

【5. 階の高さ】 2.100 m

---

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な名称の用途)	(床面積)
【イ.】	( 08500 )	( 自転車駐車場 )	( 32.20 )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

---

【9. 備考】

---

建築物の階別概要

【1. 番号】 4

---

【2. 階】 F 1

---

【3. 柱の小径】

---

【4. 横架材間の垂直距離】

---

【5. 階の高さ】 2.100 m

---

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な名称の用途)	(床面積)
【イ.】	( 08500 )	( 自転車駐車場 )	( 32.20 )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

---

【9. 備考】

---

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 延べ面積】 19.32

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 2.198

【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100

【ハ. 階数】 地上 ( 1 ) 地下 ( 0 )

【ニ. 構造】 鉄骨 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 2

---

【2. 延べ面積】 12.88

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 2.198

【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100

【ハ. 階数】 地上 ( 1 ) 地下 ( 0 )

【ニ. 構造】 鉄骨 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準  
 特定増改築構造計算基準
- 

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算
- 

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )  
 その他のプログラム
- 

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 3

---

【2. 延べ面積】 32.20

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 2.198

【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100

【ハ. 階数】 地上 ( 1 ) 地下 ( 0 )

【ニ. 構造】 鉄骨 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準  
 特定増改築構造計算基準
- 

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算
- 

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )  
 その他のプログラム
- 

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 4

---

【2. 延べ面積】 32.20

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 2.198

【ロ. 最高の軒の高さ】 2.100

【ハ. 階数】 地上 ( 1 ) 地下 ( 0 )

【ニ. 構造】 鉄骨 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---

建築計画概要書（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 マイヅルシチヨウ タタミ リョウゾウ  
【ロ. 氏名】 舞鶴市長 多々見 良三  
【ハ. 郵便番号】 625-8555  
【ニ. 住所】 京都府舞鶴市字北吸1044番地

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 174276 号  
【ロ. 氏名】 XXXXXXXXXX  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 1 級 ) 建築士事務所 ( 大阪府 ) 知事登録第 ( へ ) 14174 号  
株式会社 J R N C 建築設計  
【ニ. 郵便番号】 530-0041  
【ホ. 所在地】 大阪府大阪市北区天神橋3丁目5番3号  
【ヘ. 電話番号】 06-6353-8628

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号  
【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし  
【ニ. 郵便番号】 625-8555  
【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
【ヘ. 電話番号】 0773-62-2300  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】



【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)  
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

なし

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

---

**【5. 工事監理者】**

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号
- 【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし
- 【ニ. 郵便番号】 625-8555
- 【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸1044番地
- 【ヘ. 電話番号】 0773-62-2300
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

---

**【6. 工事施工者】**

- 【イ. 氏名】 代表取締役 江上 英二
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(特-29)第 3784 号  
佐伯工業株式会社
- 【ハ. 郵便番号】 624-0906
- 【ニ. 所在地】 京都府舞鶴市字倉谷小字杭ヶ坪1793番地
- 【ホ. 電話番号】 0773-76-6262

---

**【7. 備考】**

工事名称：西舞鶴駅東口駐輪場整備工事

---

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1		
【2. 住居表示】	京都府舞鶴市字伊佐津213-8		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域（商業地域内のみ） <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし（商業地域外）		
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	法22条区域（商業地域外）		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	60.20m		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	61.51m		
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(1)	(2,644.91㎡)	(6,557.36㎡)
	(2)	( )	( )
【ロ. 用途地域等】	( 商業地域 )	(第二種住居地域)	( )
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( 400% )	( 200% )	( )
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( 80% )	( 60% )	( )
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)	9,202.27㎡	
	(2)		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	257.48%		
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	65.74%		
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】	(区分 08990) 駅舎		
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築面積】	( 75.60 )	( 1,893.15 )	( 1,968.75 )
【ロ. 建蔽率】	21.40%		
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	( 96.60 )	( 3,900.57 )	( 3,997.17 )
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( )	( )
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	( )	( )	( )
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( )	( )	( )
【ホ. 自動車車庫等の部分】	( 96.60 )	( 110.40 )	( 207.00 )
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	( )	( )	( )
【ト. 蓄電池の設置部分】	( )	( )	( )
【チ. 自家発電設備の設置部分】	( )	( )	( )
【リ. 貯水槽の設置部分】	( )	( )	( )
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	( )	( )	( )

【ル.住宅の部分】 ( ) ( ) ( )  
【7.老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( )  
【ワ.延べ面積】 3,790.17 m<sup>2</sup>  
【カ.容積率】 41.19 %

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 4  
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 3

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 ( 2.198 ) ( 16.270 )

【ロ.階数】 地上 ( 1 ) ( 3 )  
地下 ( 0 ) ( 0 )

【ハ.構造】 鉄骨 造 一部 造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

【15.工事着手予定年月日】 令和2年 7月 20日

【16.工事完了予定年月日】 令和2年 10月 20日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

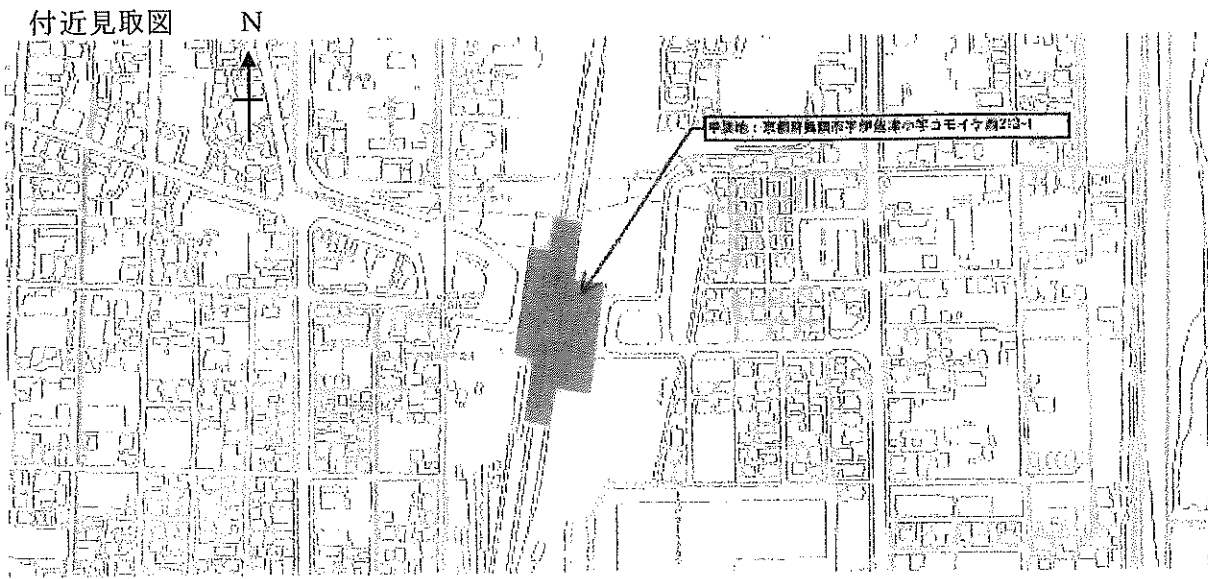
(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )

【18.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

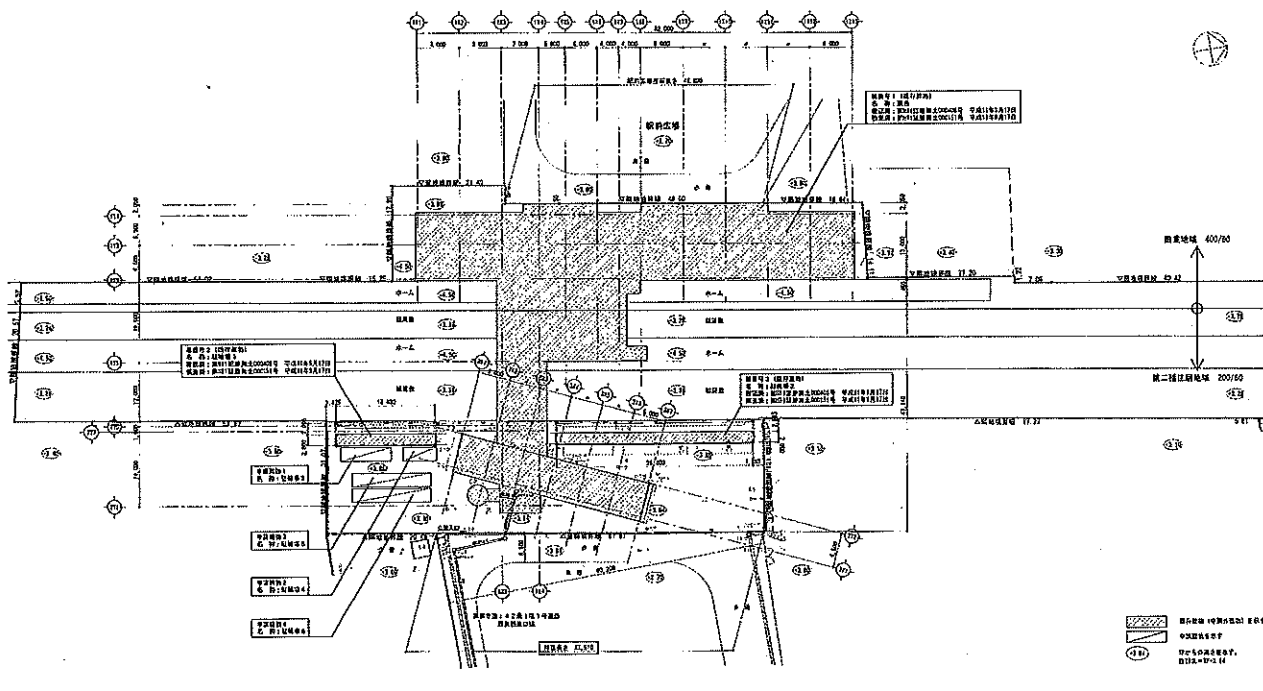
有 無

【19.その他必要な事項】

建築計画概要書（第三面）



配置図 1/1500



(注意)

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示してください。
- ② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第四十号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

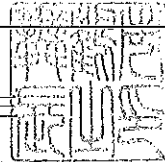
（第一面）

令和 年 月 日

京都府 知事 様

建築主

氏名 舞鶴市長 多々見 良三  
郵便番号 625-8555  
住所 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
電話番号 0773-62-2300



印

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名 代表取締役 江上  
営業所名（建築士事務所名） 佐伯工業株式会社  
郵便番号 624-0906  
所在地 京都府舞鶴市字倉谷小字杭ヶ坪1793番地  
電話番号 0773-62-2300

工事監理者

氏名 舞鶴市建設部 矢谷 明也  
営業所名（建築士事務所名） なし  
郵便番号 625-8555  
所在地 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
電話番号 0773-62-2300

建築確認

確認済証番号 第 号  
確認済証交付年月日 令和 年 月 日  
確認済証交付者

除却工事施工者

氏名 なし  
営業所名  
郵便番号  
所在地  
電話番号

印

※受付経由機関記載欄

## (第二面)

## 【1. 建築主】

【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村

(4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

【ロ. 業種】 (1)農林水産業 (5)鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 (3)製造業

(4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業

(7)卸売業, 小売業 (8)金融業, 保険業 (9)不動産業

(10)宿泊業, 飲食サービス業 (11)医療, 福祉

(12)教育, 学習支援業

(13)その他のサービス業 (14)国家公務, 地方公務

(15)他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】

百万円

## 【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】 京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1

【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域

(3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域

(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

## 【3. 工事予定期間】

令和 2年 7月 20日から

令和 2年 10月 20日まで

年 3月間

## 【4. 工事種別】

(1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

## 【5. 主要用途】

(1)居住専用建築物 ( )

(2)居住産業併用建築物 ( )

(3)産業専用建築物 ( 27 )

## 【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 ( 1 ) ( 2 ) ( 3 )

【ロ. 用途】 (多用途) (多用途) (多用途)

(1)事務所等

(1)事務所等

(1)事務所等

(2)物品販売業を営む店舗等

(2)物品販売業を営む店舗等

(2)物品販売業を営む店舗等

(3)工場, 作業場

(3)工場, 作業場

(3)工場, 作業場

(4)倉庫

(4)倉庫

(4)倉庫

(5)学校

(5)学校

(5)学校

(6)病院, 診療所

(6)病院, 診療所

(6)病院, 診療所

(9)その他

(9)その他

(9)その他

## 【ハ. 工事部分の構造】

(1)木造

(1)木造

(1)木造

(2)鉄骨鉄筋コンクリート造

(2)鉄骨鉄筋コンクリート造

(2)鉄骨鉄筋コンクリート造

(3)鉄筋コンクリート造

(3)鉄筋コンクリート造

(3)鉄筋コンクリート造

(4)鉄骨造

(4)鉄骨造

(4)鉄骨造

(5)コンクリートブロック造

(5)コンクリートブロック造

(5)コンクリートブロック造

(6)その他

(6)その他

(6)その他

## 【ニ. 工事部分の

床面積の合計】 ( 19.32 m<sup>2</sup> ) ( 12.88 m<sup>2</sup> ) ( 32.20 m<sup>2</sup> )

【ホ. 建築工事費予定額】 ( 85 万円 ) ( 65 万円 ) ( 120 万円 )

【ヘ. 地上の階数】 ( 1 ) ( 1 ) ( 1 )

【ト. 地下の階数】 ( 0 ) ( 0 ) ( 0 )

## 【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】	( 4 )	( )	( )
【ロ. 用途】	(多用途)	(多用途)	(多用途)
	(1)事務所等	(1)事務所等	(1)事務所等
	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等
	(3)工場, 作業場	(3)工場, 作業場	(3)工場, 作業場
	(4)倉庫	(4)倉庫	(4)倉庫
	(5)学校	(5)学校	(5)学校
	(6)病院, 診療所	(6)病院, 診療所	(6)病院, 診療所
	(9)その他	(9)その他	(9)その他
【ハ. 工事部分の構造】	(1)木造	(1)木造	(1)木造
	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造
	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造
	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造
	(5)コンクリートブロック造	(5)コンクリートブロック造	(5)コンクリートブロック造
	(6)その他	(6)その他	(6)その他
【ニ. 工事部分の床面積の合計】	( 32.20 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ホ. 建築工事費予定額】	( 120 万円 )	( 万円 )	( 万円 )
【ヘ. 地上の階数】	( 1 )	( )	( )
【ト. 地下の階数】	( 0 )	( )	( )

## 【7. 新築工事の場合における敷地面積】

9,202.27 m<sup>2</sup>



## (第三面)

## 【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)

その他 ( (2)増築 (3)改築)

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構

(4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

(2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

(3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家 ) ((2)貸家 ) ((3)給与住宅) ((4)分譲住宅)

【ト. 戸数】 ( 戸) ( 戸) ( 戸) ( 戸)

【チ. 工事部分の ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>)

床面積の合計】

## (第四面)

【1. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ( )

(2)居住産業併用建築物 ( )

(3)産業専用建築物 ( )

【2. 除却要因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他

【3. 構造種別】 (1)木造 (2)その他

【4. 建築物の数】

【5. 住宅の戸数】 戸

【6. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅

【7. 建築物の床面積の合計】 m<sup>2</sup>

【8. 建築物の評価額】 千円

## 法第37条の規定による使用材料表（H12告示第1446号）

下表の使用部位において○印を付した材料を使用する。

使用部位						JIS規格またはJAS規格適合品の使用が義務付けられている品目	
基礎	壁	柱	床	梁	その他	建築材料名	JIS
	○	○		○		構造用鋼材及び鋳鋼	G3101(一般構造用圧延鋼材)
							G3466(一般構造用角形鋼管) 他
	○	○		○		高力ボルト及びボルト	B1051(ボルト、ねじ、植込ボルト) 他
							構造用ケーブル
							G3525(ワイヤーロープ)
							G3549(構造用ワイヤーロープ) 他
○			○			鉄筋	G3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)
							G3117(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)
						溶接材料	Z3214(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 他
						ターンバックル	A5540(建築用ターンバックル)
							A5542(建築用ターンバックルボルト) 他
○			○			コンクリート	A5308(レディーミクストコンクリート)
						コンクリートブロック	A5406(建築用コンクリートブロック)
						免震材料	認定材料
						木質接着成形軸材料	構造用単板積層材の日本農林規格
						木質複合軸材料	構造用集成材の日本農林規格
						木質断熱複合パネル	認定材料
						木質接着複合パネル	認定材料
						タッピンねじ その他	B1055(タッピンねじ)・B1059
						打込み鋲	認定材料
						アルミニウム合金材	H4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
							H5202(アルミニウム合金鋳物) 他
						トラス用機械式継手	認定材料
						膜材料及び テント倉庫用膜材料	認定材料
							セラミックメーソロジーユニット
						石綿飛散防止剤	
						緊張材	G3536(PC鋼線及びPC鋼より線)
							G3109(PC鋼棒)・G3137(細径異形PC鋼棒)
						軽量気泡コンクリートパネル	A5416(軽量気泡コンクリートパネル)

事務所名: なし

資格: 1級建築士(大臣)登録・第 209190 号

氏名: 舞鶴市建設部 矢谷 明也



# 既存建築物調書

調査者

(1)級建築士(大臣)登録 第 209190 号

事務所名: なし

氏 名: 舞鶴市建設部 矢谷 明也



## 調査書1

地名地番	京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1
用途地域	商業地域 第二種住居地域
防火・準防火・法22条	準防火地域(商業地域内のみ) 法22条地域(商業地域外)
敷地面積	9,202.27 m <sup>2</sup>

棟番号	1	2	3	4	全体
建設年	平成11年	平成11年	平成11年		
用途	駅舎	自転車駐車場	自転車駐車場		
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造		
階数	地上3階 地下0階	地上3階 地下0階	地上3階 地下0階		
建築面積	1,893.15 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1,893.15 m <sup>2</sup>
延べ面積	3,790.17 m <sup>2</sup>	36.80 m <sup>2</sup>	73.60 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	3,900.57 m <sup>2</sup>
確認済証	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
確認年月日	平成11年9月17日	平成11年9月17日	平成11年9月17日		
番号	第H11認建舞土 000408号	第H11認建舞土 000408号	第H11認建舞土 000408号		
検査済証	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
確認年月日	平成11年9月17日	平成11年9月17日	平成11年9月17日		
番号	第H11証建舞土 000151号	第H11証建舞土 000151号	第H11証建舞土 000151号		
備考					

1 別棟増築の場合は、調査書1+調査書2(集団規定)を提出してください。

2 同一棟増築の場合は、調査書1+調査書2(集団規定)+調査書3(単体規定)+調査書4(構造耐力)を提出してください。

3 建設年は建築確認、登記簿等で調査してください。

4 確認済証、検査済証の有無欄は、確認済、検査済を受けた場合は有に、そうでない場合は無にチェックをしてください。  
各済証の現物の有無の事ではないので注意してください。

調査書2(集団規定)

チェック項目			現況調査結果	適否判定		既存不適格		
				適	否	該当	非該当	
集団規定	道路関係	接道状況	法43条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		セットバック	法42条2項 法44条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	用途地域関係	法48条	主要用途( 駅舎 )	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	容積率	法52条	指定( 257.48 )% 現況( 41.19 )%	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	建ぺい率	法53条	指定( 65.74 )% 現況( 20.58 )%	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	日影規制	法56条の2		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	京都府・京都市・宇治市条例		第( )条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			第( )条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			第( )条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			第( )条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

棟番号( 1 )

チェック項目			現況調査結果	適否判定		既存不適格	
				適	否	該当	非該当
集団規定		外壁の後退距離 (一低層、二低層)	法54条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		高さの限度 (一低層、二低層)	法55条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	斜線制限	道路斜線	法56条1項1号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		隣地斜線	法56条1項2号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		北側斜線	法56条1項3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		高度地区	法58条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	防火・準防火地域	防火地域 耐火等	法61条 令136条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		準防火地域 耐火等	法61条 令136条の2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		準防火地域 木造等の外壁・軒裏	法61条 令136条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		開口部防火設備	法61条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根		法62条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 1 敷地内に複数の棟がある場合は、下段の表は棟ごとに作成してください。
- 2 対象外の項目は、抹消線を引いてください。
- 3 適否判定欄は、現行の規定に対する適否をチェックしてください。
- 4 上記3の適否判定が否の場合は、既存不適格欄に既存不適格に該当するかどうかをチェックしてください。  
(「既存不適格に該当する」とは、建設当時は当時の法律に適合していたが、その後の法改正等により現行の法律には適合しなくなっている状況のことです。)
- 5 既存不適格に該当する項目について、法86条の7、施行令第8章等により遡及の緩和措置を受けようとする場合は、その旨を図面に表示し、必要に応じて説明資料等を添付してください。

チェック項目		現況調査結果	適否判定		既存不適格		
			適	否	該当	非該当	
集団規定	外壁の後退距離 (一低層、二低層)	法54条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	高さの限度 (一低層、二低層)	法55条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	斜線制限	道路斜線	法56条1項1号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		隣地斜線	法56条1項2号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		北側斜線	法56条1項3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高度地区	法58条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	防火・準防火地域	防火地域 耐火等	法61条 令136条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		準防火地域 耐火等	法61条 令136条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		準防火地域 木造等の外壁・軒裏	法61条 令136条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		開口部防火設備	法61条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根		法62条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

建築基準法第6条第1項の規定による

確認済証

第H11認建舞土000408号  
平成11年 9月17日

西日本旅客鉄道株式会社大阪建設  
工事事務所長 [REDACTED] 殿

建築主事 奥野 雅之



下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 平成11年 9月 1日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所  
舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
  - (1) 建築物の名称
  - (2) 主要用途 駅舎
  - (3) 工事種別 新築
  - (4) 延べ面積（建築物全体）

a. 申請部分	3900.57㎡
b. 申請以外の部分	0.00㎡
c. 合計	3900.57㎡
  - (5) 申請棟数 3棟
  - (6) 主たる建築物の構造 鉄骨造
  - (7) 主たる建築物の階数

地階を除く階数（地上階数）	3階
地階の階数	0階

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

受付番号 H11認建舞土000375

建築基準法第7条第5項の規定による

検査済証

第H11証建舞土000151号  
平成11年 9月17日

530-8341  
大阪市北区芝田二丁目4-24

西日本旅客鉄道株式会社大阪建設  
工事事務所長 [REDACTED] 殿

建築主事 奥野 雅



下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第H11認建舞土000408号
2. 確認済証交付年月日 平成11年 9月17日
4. 建築場所、設置場所又は築造場所  
舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
  - (1) 建築物の名称
  - (2) 主要用途 駅舎
  - (3) 工事種別 新築
  - (4) 延べ面積（建築物全体）

a. 申請部分	3900.57㎡
b. 申請以外の部分	0.00㎡
c. 合計	3900.57㎡
  - (5) 申請棟数 3棟
  - (6) 主たる建築物の構造 鉄骨造
  - (7) 主たる建築物の階数

地階を除く階数（地上階数）	3階
地階の階数	0階
6. 検査年月日 平成11年 9月17日
7. 委任した建築主事氏名印
3. 確認済証交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

受付番号 H11確建舞土000375

# 委任状

## 【代理者】

【資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録 第 号

【氏名】

【建築士事務所】 株式会社JRNC建築設計  
( 1級 ) 建築士事務所 ( 大阪府 ) 知事登録 第 (へ)14174 号

【郵便番号】 〒 530-0041

【所在地】 大阪府大阪市北区天神橋3丁目5番3号

【電話番号】 06-6353-8628

上記の者を代理者と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続きを委任する。

【1地名地番】 京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1

【2主要用途】 駅舎(自転車駐車場)

【3工事種別】  新築  増築  改築  移転  用途変更

【4委任事項】  確認(許可)申請手続  確認済(許可)証受取  
 中間検査申請手続  中間検査合格証受取  
 完了検査申請手続  完了検査合格証受取  
 建築工事届提出  取止・取下届提出  
 現場検査立会  風致地区内行為許可申請手続  
 独立行政法人 住宅金融支援機構設計審査の手続  
 独立行政法人 住宅金融支援機構現場検査の手続  
 その他届出提出

令和 2 年 6 月 12 日

## 【委任者】

【氏名のフリガナ】 マイヅルシチョウ タタミ リョウゾウ

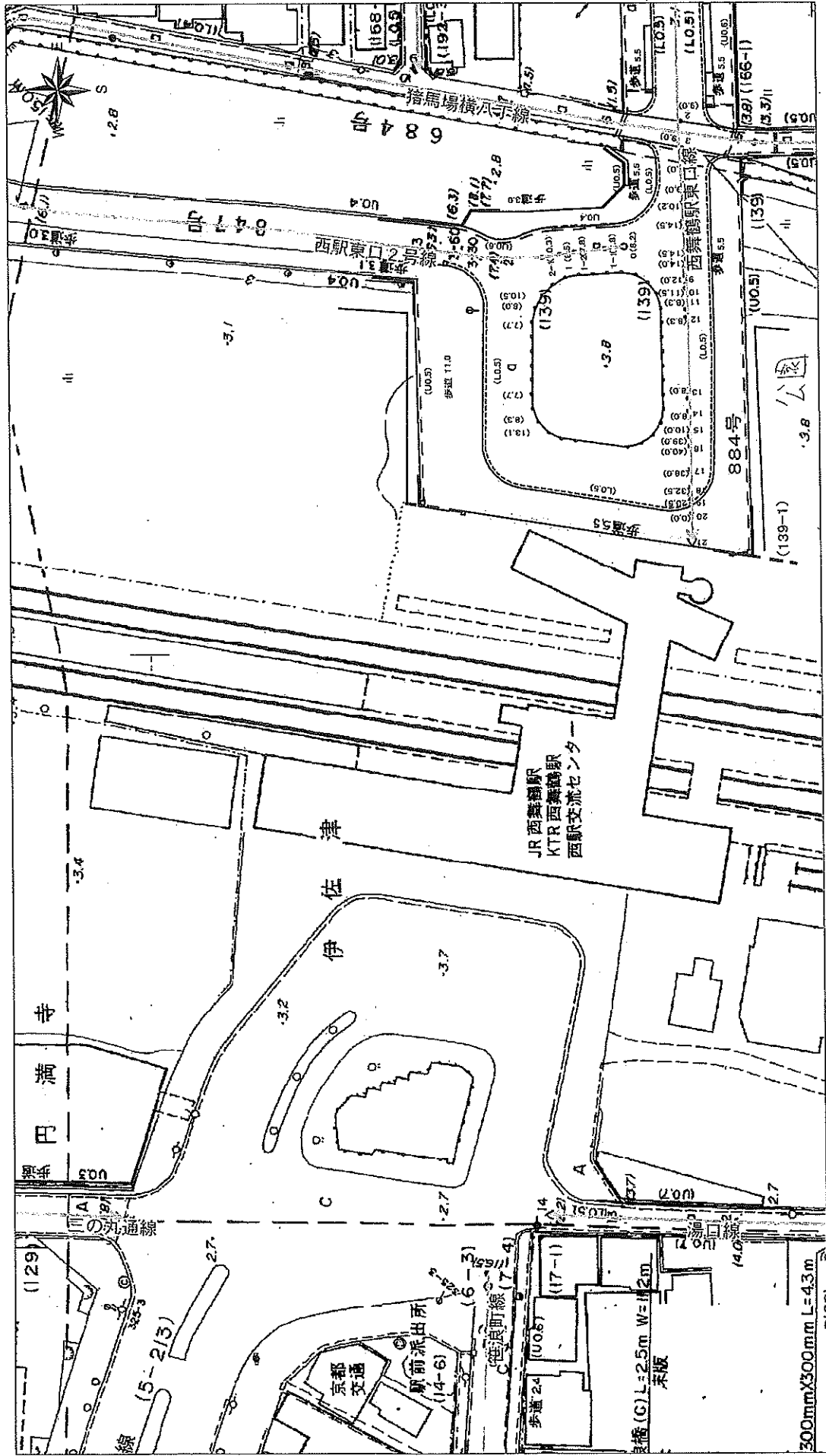
【氏名】 舞鶴市長 多々見 良三 印

【郵便番号】 〒 625-8555

【住所】 京都府舞鶴市字北吸1044番地

【電話番号】 0773-62-2300





1:1000

舞鶴市道路台帳(写し)

完了検査申請書

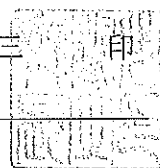
（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所  
理事長 小埜 利武 様

令和2年9月25日

申請者氏名 舞鶴市長 多々見 良三 印



第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 舞鶴市建設部  
矢谷 明也 印



【検査を申請する建築物等】

- 建築物
- 建築物（昇降機）
- 建築物（昇降機以外）
- 工作物（昇降機）
- 工作物（法第88条第1項）
- 工作物（法第88条第2項）

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※検査済証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】 マイヅルシチョウ タタミ リョウゾウ  
【ロ. 氏名】 舞鶴市長 多々見 良三  
【ハ. 郵便番号】 625-8555  
【ニ. 住所】 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地  
【ホ. 電話番号】 0773-62-2300

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号  
【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし  
【ニ. 郵便番号】 625-8555  
【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地  
【ヘ. 電話番号】 0773-62-2300

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号  
【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし  
【ニ. 郵便番号】 625-8555  
【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
【ヘ. 電話番号】 0773-62-2300  
【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 209190 号  
【ロ. 氏名】 舞鶴市建設部 矢谷 明也  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
なし  
【ニ. 郵便番号】 625-8555  
【ホ. 所在地】 京都府舞鶴市字北吸1044番地  
【ヘ. 電話番号】 0773-62-2300  
【ト. 工事と照合した設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

---

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 登録番号】  
【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】

【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

---

【6.工事施工者】

【イ.氏名】	代表取締役 江上 英二
【ロ.営業所名】	建設業の許可（特-29）第 3784 号 佐伯工業株式会社
【ハ.郵便番号】	624-0906
【ニ.所在地】	京都府舞鶴市字倉谷小字杭ヶ坪 1793 番地
【ホ.電話番号】	0773-76-6262

---

【7.備考】

工事名称：西舞鶴駅東口駐輪場整備工事

---

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】 京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西 213-1  
【ロ. 住居表示】 京都府舞鶴市字伊佐津 213-8

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 4 号  
【ロ. 工事種別】 新築 増築 改築 移転  
大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置  
【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第 R02 認研府 0194 号

【4. 確認済証交付年月日】 令和2年6月19日

【5. 確認済証交付者】 特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所 理事長 小埜 利武

【6. 工事着手年月日】 令和2年6月22日

【7. 工事完了年月日】 令和2年9月23日

【8. 検査対象床面積】 96.60m<sup>2</sup>

【9. 検査経過】	(第	回)	(第	回)
【イ. 特定工程】	(	)	(	)
【ロ. 中間検査合格証交付者】	(	)	(	)
【ハ. 中間検査合格証番号】	(	)	(	)
【ニ. 交付年月日】	(	年 月 日)	(	年 月 日)

【10. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】  
【ロ. 変更の概要】

【11. 備考】

## (第四面)

## 工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地境界、土留め、排水溝	高さ、形状、寸法	配置図	なし	現場目視	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	コンクリート、鉄筋、鉄骨、屋根	材料、品質、規格、寸法、種類、形状	平面図、立面図、断面図	なし	現場照合、目視	適合
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱、梁、基礎	接合状況	平面図、立面図、断面図	なし	現場照合、目視	適合
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎、柱、屋根	位置、形状、寸法	平面図、立面図、断面図	なし	現場照合、目視	適合
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	鉄部の錆止め	措置の状況	平面図、立面図、断面図、カタログ	なし	現場照合、目視	適合
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
備考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

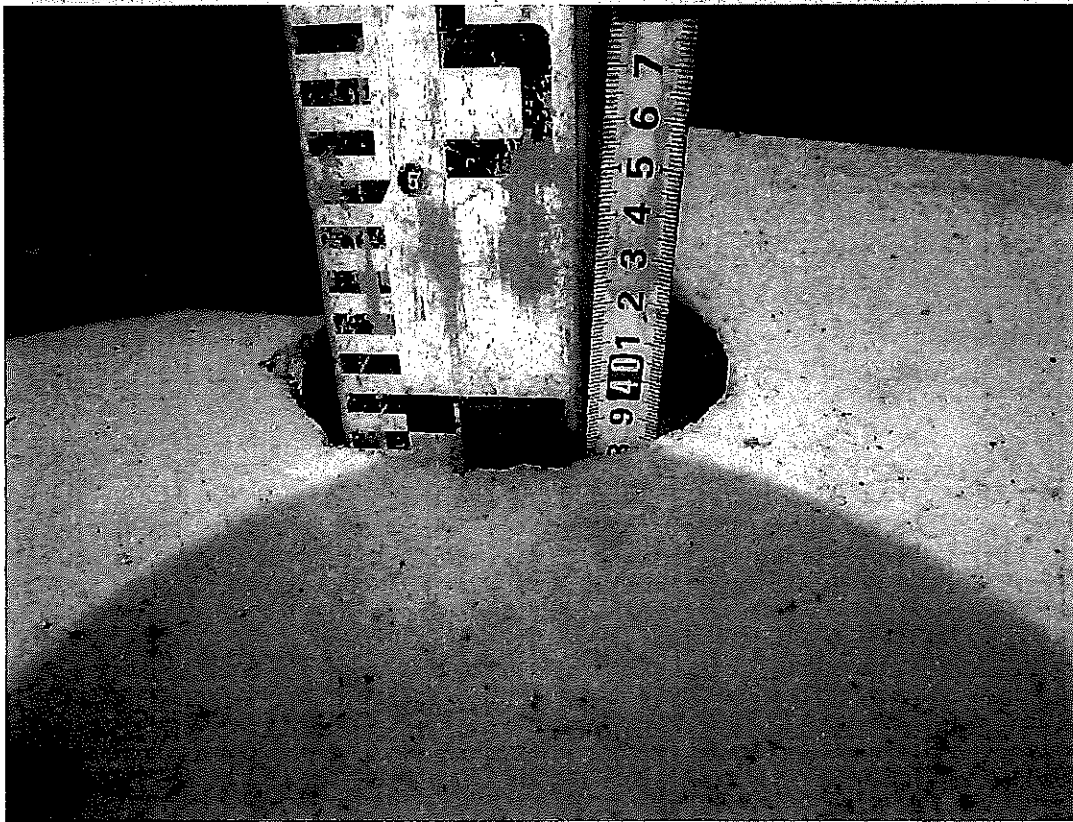
- ① 住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑨ 10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑩ 10欄は、申請建築物について変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかとなることが確かめられた旨の図書を添えてください。

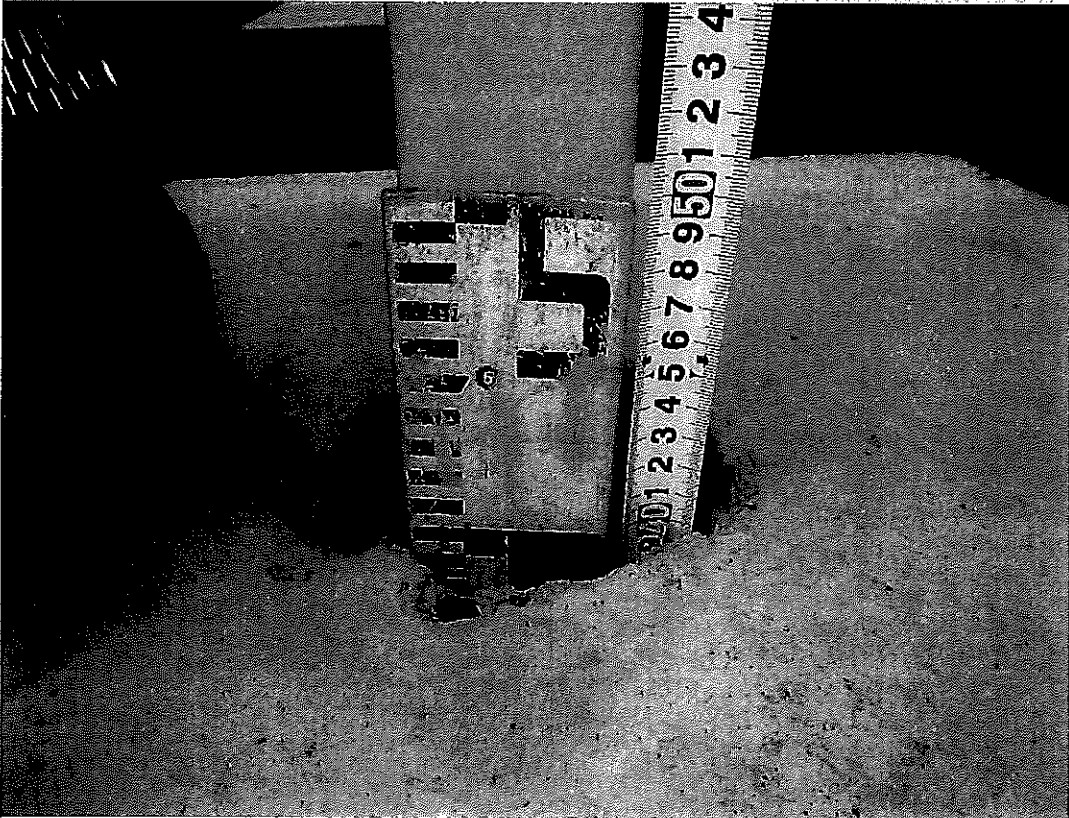


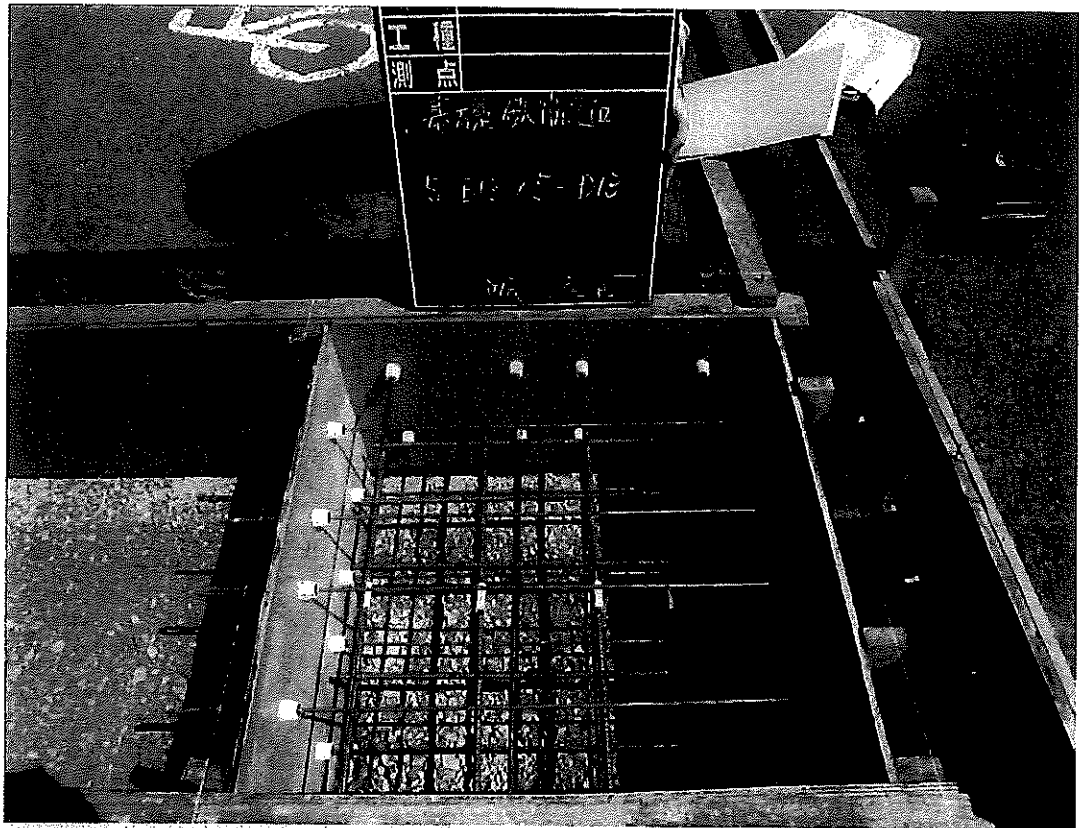
- ⑩ 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定を11欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行った場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑪ 消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑫ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。







規則別記第二十二号様式 (第四条の五関係)

建築基準法第7条の2第3項の規定による  
完了検査引受証

第 R02完研府0386 号  
令和2年9月28日

建築主、設置者又は築造主  
舞鶴市長 多々見 良三 様

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所  
理事長 小 埜 利 武



下記に係る工事について、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査を引き受けたことを証明します。

記

- |                    |                                       |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1. 確認済証番号          | 第 R02認研府0194 号                        |
| 2. 確認済証交付年月日       | 令和 2 年 6 月 19 日                       |
| 3. 確認済証交付者         | 特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所<br>理事長 小 埜 利 武 |
| 4. 工事完了 (予定) 年月日   | 令和 2 年 9 月 28 日                       |
| 5. 検査引受年月日         | 令和 2 年 9 月 28 日                       |
| 6. 建築場所、設置場所又は築造場所 | 京都府舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西213-1                |

建築基準法第7条の2第5項の規定による

# 検査済証

第 R02済研府0381 号

令和 2 年 9 月 28 日

建築主、設置者又は建造主  
舞鶴市長 多々見 良三 様

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所  
理事長 小笠 利武



下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

## 記

- 確認済証番号 第 R02認研府0194 号
- 確認済証交付年月日 令和 2 年 6 月 19 日
- 確認済証交付者 特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所  
理事長 小笠 利武
- 建築場所、設置場所又は築造場所 京都府舞鶴市字伊佐津小字ゴモイケ西213-1
- 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
  - 建築物の名称 西舞鶴駅東口駐輪場整備工事
  - 主要用途 駅舎
  - 工事種別 増築
  - 延べ面積（建築物全体）

a. 申請部分	96.60 m <sup>2</sup>
b. 申請以外の部分	3,900.57 m <sup>2</sup>
c. 合計	3,997.17 m <sup>2</sup>
d. 検査対象床面積	96.60 m <sup>2</sup>
  - 申請棟数 4 棟
  - 主たる建築物の構造、階数 鉄骨造  
地上1階 地下0階
- 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定なし
- 検査年月日 令和 2 年 9 月 28 日
- 検査を行った確認検査員氏名 [REDACTED]

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。